

利 用 契 約 書

障害者支援施設 若美荘

指定障害者支援施設若美荘 利用契約書

利用者（ ）（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人えびす会障害者支援施設若美荘（以下、「事業者」といいます。）は、利用者に対し提供する指定障害者支援施設事業について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、障害者総合支援法等関係法令の理念に則り利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者は個別支援計画に基づき必要なサービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の給付費支給決定期間満了日までとします。

2 契約期間満了日以前に利用者が障害程度区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日まで本契約は、更新されるものとします。

（個別支援計画）

第3条 事業者は、次の各号に定める事項を作成します。

- （1）入所時における個別支援計画の作成については、利用者の意向を踏まえ入所後一定の期間をおいて作成します。
- （2）必要に応じて個別支援計画を変更します。
- （3）個別支援計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者説明します。

（サービス内容）

第4条 事業者は、個別支援計画に基づいて「重要事項説明書」に記載されているサービスを提供します。

（利用料金）

第5条 事業者は、サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し当該サービス内容及び費用について説明し、利用者の同意を得るものとします。

2 利用者は、「重要事項説明書」に記載されている介護給付費対象サービス料金（利用者負担額）及び介護給付費対象外サービスの料金を支払うものとします。

(利用料金の支払等)

第6条 利用者は、サービスの対価として当月の利用料金合計額を支払います。

- 2 事業者は、前項の合計額の請求書を翌月10日までに利用者へ通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。

(説明義務)

第7条 事業者は、この契約内容についての質問等に対し、利用者へ適切に説明します。

(相談及び援助)

第8条 利用者が希望する生活や心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

(安全への配慮)

第9条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

(連絡義務)

第10条 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、利用者からあらかじめ届けられた連絡先に、可能な限りすみやかに連絡し必要な処置を行います。

(秘密保持)

第11条 職員は、業務上知り得た利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。職員であった者も同じです。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 他事業所に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ利用者より同意をいただきます。

(緊急やむを得ない場合の対応)

第12条 利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。

(虐待防止)

第13条 事業者は、利用者の人権擁護や虐待防止に必要な体制の整備を行います。

(契約の終了)

- 第14条 利用者は、事業者に対して通知（30日以上の予告期間をおいて）することにより、この契約を解約することができます。
- 2 つぎの事由に該当した場合、事業者は利用者に対して、文書で通知（30日以上の予告期間をおいて）することによりこの契約を解約することができます。
- (1) 利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく2ヶ月以上遅延した場合。
 - (2) 利用者が病院等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。
 - (3) 利用者が、事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、生命・身体・財物・信用を傷つけるなど、契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合。
 - (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合。
- 3 利用者が死亡もしくは他の施設に入所した場合は、この契約は自動的に終了します。

(苦情解決)

- 第15条 事業者は、施設設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応します。

(事故発生時の対応)

- 第16条 サービスの提供により事故が発生した場合、利用者の生命・身体の安全のため必要な措置を速やかに講ずるとともに、利用者のご家族及び市町村に連絡をします。
- 2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- 3 サービスの提供上、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償責任を速やかに履行します。ただし施設の責に帰すべき事由がない限り賠償責任は負いません。

(身元保証人)

- 第17条 事業者は、利用者に対し身元保証人を求めます。ただし、利用者に身元保証人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元保証人は、次の各号の責任を負います。
- (1) 当施設の利用契約から生ずる、利用者のすべての責務の連帯保証。
 - (2) 契約解除または契約終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保。

(本契約に定めのない事項)

第18条 この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法等関係諸法令の定めるところに従い、双方誠意をもって協議します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び身元保証人と事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者 ー
住所 _____

氏名 _____ 印
電話番号 _____

身元保証人 ー
住所 _____

氏名 _____ 印 関係 _____
電話番号 _____

身元保証人 ー
住所 _____

氏名 _____ 印 関係 _____
電話番号 _____

事業者名 社会福祉法人えびす会
住所 秋田市下新城野字街道端西233-47
代表者名 理事長 小玉吉雄 印